

○厚生労働省告示第百十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等を次のように定め、令和二年六月一日から適用する。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等

食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等は、次に掲げるものとする。

- 一 コレウス・フォルスコリ
- 二 ドオウレン
- 三 プエラリア・ミリファイカ
- 四 ブラックコホシユ